

第5号様式（第7条関係）

会議録

|                                  |      |                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 の 名 称                        |      | 第1回清須市中小企業振興基本条例制定検討会                                                                                                                                                                                 |
| 開 催 日 時                          |      | 令和8年8月21日（金） 午前10時00分から午前11時30分                                                                                                                                                                       |
| 開 催 場 所                          |      | 清須市役所 本館306会議室                                                                                                                                                                                        |
| 議 題                              |      | (1) 中小企業振興基本条例の策定について<br>(2) 条例に関するアンケート調査の結果について<br>(3) 条例素案について<br>(4) パブリック・コメントの実施について<br>(5) その他                                                                                                 |
| 会 議 資 料                          |      | 次第<br>清須市中小企業振興基本条例検討会設置要綱<br>委員名簿<br>資料1 清須市中小企業振興基本条例の策定について<br>資料2 （仮称）清須市中小企業振興基本条例に関するアンケートについて<br>資料3 （仮称）清須市中小企業振興基本条例に関するアンケート集計結果と分析<br>資料4 清須市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）<br>資料5 パブリック・コメントの実施について |
| 公 開 ・ 非 公 開 の 別<br>（非公開の場合はその理由） |      | 公開                                                                                                                                                                                                    |
| 傍 聴 人 の 数                        |      | 2人                                                                                                                                                                                                    |
| 出 席 者<br>及<br>び<br>欠 席 者         | 出席委員 | 鈴木委員（会長）、山田委員（副会長）、古川委員、<br>宮崎委員、名倉委員、浅野委員、中西委員、堀田委員、<br>岸本委員                                                                                                                                         |
|                                  | 欠席委員 | 0人                                                                                                                                                                                                    |
|                                  | 出席   | 清須市副市長 岩田喜一                                                                                                                                                                                           |
|                                  | 事務局  | [市民環境部]<br>梶浦市民環境部長<br>[市民環境部 産業課]<br>三宅産業課長、宮地係長、小澤主事                                                                                                                                                |

## 会議の経過

### 1 開会（午前10時00分）

#### ●事務局

それでは、定刻となりましたので、令和8年度 第1回清須市中小企業振興基本条例制定検討会を開催します。

皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は議題に入るまでの間の進行を担当いたします、清須市市民環境部産業課長の三宅と申します。よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、本日は、委員の皆様にご出席いただいておりますので、「清須市中小企業振興基本条例検討会設置要綱」第6条第2項の規定により会議が成立することをご報告いたします。

次に、この会議は、「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により、公開会議となっていますので、よろしくお願いいたします。

ここで、傍聴人の皆様をお願いいたします。

同要綱第6条第4項の規定により、本日配布いたしました、「傍聴に当たっての遵守事項」をご覧ください、会議の開催中は、静粛に傍聴してくださいようお願いいたします。

また、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてくださいようお願いします。それから、録画、録音等は禁止となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元の配付資料の確認をさせていただきます。

本日は、8種類の資料を配付させていただきました。上から順番に次第、清須市中小企業振興基本条例検討会設置要綱、委員名簿、資料1から資料5です。不足等がありましたら、お持ちしますので挙手にてお知らせください。

それでは次第に従って進行させていただきます。

「1 開会」といたしまして、検討会の開催にあたり、岩田副市長よりご挨拶を申し上げます。

#### ●副市長

（あいさつ）

岩田副市長、ありがとうございました。

### 2 検討会について

検討会の主旨

#### ●事務局

次に、次第2、「検討会について」です。

1つ目の「検討会の趣旨」を事務局より説明いたします。

平成11年中小企業基本法改正において、地方公共団体の責務が新たに盛り込まれ、地方公共団体は、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、自然的経済的社会的諸事情に応じた施策を制定し及び実施する責務を有すると明示され、地域の実情に合った独自の中小企業振興が唱えられるようになりました。

中小企業振興基本条例については、愛知県及び県下33市町がすでに条例を制定しており、令和以降では18市町が制定するなど、制定済みの自治体が増えつつあります。また、清須市議会でも条例策定について取り上げられるようになっております。

本条例は、地域経済を支える中小企業を地域一体となって支え振興を図る方向性を示す条例として、本市でも市の経済の発展に重要な役割を担っている中小企業、小規模事業者の振興及び地域経済の活性化を図るために検討会を設置し、清須市の特色ある条例の策定を皆様と作り上げていくことが重要と考えております。

以上が検討会の趣旨でございます。

#### 自己紹介

続きまして2つ目の自己紹介といたしまして、お手元の名簿をお手元の名簿の順に従いまして、委員の皆様にお1人ずつ自己紹介をいただきます。

#### ○各委員

(あいさつ)

#### 会長及び副会長の選出

つづきまして、三つ目の「会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。

お手元の「清須市中小企業振興基本条例検討会設置要綱」の第5条第2項をご覧ください。会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名することとされております。

会長は、委員の互選により選出するということでございますので、これにつきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。

#### ○名倉委員

会長には、経済学に精通してみえる鈴木准教授さんをお願いしたい、適任であると思います。

#### ●事務局

ただいま名倉委員から、会長を鈴木委員をお願いしてはどうかとのご意見がありましたが異議が無い方は拍手にてお願いいたします。

(拍手多数)

ありがとうございます。

それでは鈴木委員に検討会会長をお願いしたいと思います。

鈴木委員におかれましては会長席の方へご移動をお願いいたします。

(移動)

では続きまして、副会長の選出を行います。

会長が指名することになっていますので、鈴木会長にご指名をお願いいたします。

#### ○鈴木委員

それでは、副会長の選出の方をしたいと思います、こちらの名簿の方拝見させていただきまして、清須市商工会の会長でいらっしゃいます山田委員にお願いしたいと思います。  
いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

●事務局

ありがとうございます。

それでは山田委員は副会長席へご移動をお願いいたします。

ここで会長と副会長より一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

○鈴木会長

(あいさつ)

○山田副会長

(あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。

ここで岩田副市長は他の公務がございますので、退席させていただきます。

○岩田副市長

(退席)

### 3 議題

●事務局

それでは次第3、議題に入りたいと思います。

ここからは鈴木会長に進行をお願いしたいと思います。

鈴木会長よろしくお願いいたします。

○会長

議題（1）について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料1に基づき説明。

○岸本委員

先進地というのは約33自治体あるのですが、今清須市がこれから策定するにあたっての目的と  
いますか、さまざま説明ございましたが、そういう33の市町が策定して、その効果といます  
か、早いところで（平成）24年からできているわけですが、特にこういったことが大きく効果が  
あったとか、変わったとか、中小企業、小規模事業者にとって利点といますか、そういうこと  
がわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

○鈴木会長

条例を作ることによって、どう変わっていくのか、どう変わったのか、そういう事例があつた  
ら教えてほしいというご質問だったと思いますが事務局、いかがでしょうか。

●事務局

以前に事務局が参加させていただいた条例の勉強会というものがあるのですが、江南市の事例  
にはなるのですが、条例を策定する際に具体的な振興施策を検討する会議を何回も行って、中小  
企業さんのご意見を伺いながら、施策を市が策定しておりまして、具体的にこの条例を策定した  
ことで、大きく変わったわけではないそうですが、地域の中のその意識づけが変わったといいま  
すか、地域全体で中小企業を支えていこうということで、市も含めて、意識が変わっていったと  
いうような事例を江南市さんからは伺いました。

○古川委員

第3次総合計画で2034年までの間に清須市は中小企業をどう捉えていて、10年、20年経った時  
にどのような支援とか、どうしていこうという計画があるのかというのは、総合計画でも書いて  
あると思うのですが、改めてここで共有いただければと思うのですが、どうでしょうか。

○鈴木会長

清須市としてどう中小企業を支えて、どういようにという議論だと思うのですが、そういう  
ものがあれば総合計画の中に触れていけば、お答えいただきたいということですが、事務局の方  
いかがでしょうか。

●事務局

本市におけます中小企業の立場につきましては、およそ中小企業が産業構造の99%ぐらいを占  
めておりますので、生活の基盤としても、清須市としては中小企業を重く受けとめております。

また皆様の生活において、その活動の中でその役割というのは重要だと思っており、中小企業  
を取り巻く諸課題として、物価高騰や人手不足などがございますので、そういった点からも次年  
度以降、具体的に支援の方ができたらと考えております。市を支える産業構造の礎として捉えて  
おりますので、そこはしっかりと取り組みたいと考えております。

○鈴木会長

市としては、大企業さん含め中小企業を地域経済の生活基盤だと捉えているというところで、

そこには事業者さんの役割というのもあるかと思います。そこも踏まえて諸課題があらうかということなので、そこに市としてどのようなことができるのか考えていくということが背景にあるということでございました。

○宮崎委員

余所のところでもそうでしょうけれども、これは状況によって途中で見直したりしていくことは当然あるのですよね。状況が変わればそれによって中身を変えていくことは当然あると思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木会長

条例の見直しがあるのかということですが、まだ条例ができてないところもあるので、なかなか事務局の方で答えづらいと思いますが、差し支えない範囲でお願いいたします。

●事務局

今回の制定を予定しておりますこの条例につきましては、皆様にも事前にお伝えはしてあると思うのですが、大きくは理念条例になります。コロナなどの経済状況が大きく変貌するような場合もあると思うのですが、そういった場合においても、条例というのはなかなか触りにくい部分になりますので、先ほど申し上げました中小企業の皆様を支えるような支援策の方で変更の方はかけていきたいなと思っております。先に申し上げたように、コロナのように大きな生活変容があるような場合においては見直す場合も出てくるかもしれないですが、基本的にはしばらくは条例制定のもののままいきたいと思っております。

○鈴木会長

非常に重要なご質問だったと思います。

このような条例で地域産業或いは中小企業を振興するというようなところが背景にありますと、どうしても我々としては法律というよりも施策だとか計画というイメージを持ってしまいがちです。先ほども事務局の方から説明がありましたように、この中小企業振興基本条例というのは理念型のものですので、目指す方向とかビジョンを法的に設定して、その中で何をやるべきなのかということが大切です。施策或いは事業というのは、その法律の下で行われていますので、むしろ条例というのはあまり変わらないほうがいいです。

ただ、とはいえ非常に大きな経済変動だとか経済環境が変わった場合には、もちろん見直しが必要になる場合もありますが、それはむしろ非常にレアなケースだと理解した上で条例というのを皆様に検討していただきたいと思います。

非常に重要なご意見だったと思います。

○委員長

それでは、議題2に移りたいと思います。

条例に関するアンケート調査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

資料2、3に基づき説明。

○古川委員

事業者数が2,517件調査結果であるわけですが、その中でも事業継承の課題というのがアンケート上ではなかなか上位に上がってきているように見えないのですが、実際どれくらい後継者がいらっしゃるのか、総合計画の中では、企業誘致とかそういったところで狙っていますが、既存の企業が2,500から減っているということであれば、そもそもその方向性も必要だと思いますので、そういったところまで調査されているのであれば、現状、清須市の後継者問題はこういった解決策があるのでしょうか。

○鈴木会長

事業承継につきまして、アンケートでも15件いただきまして、市の方でも把握していることがあったら教えてほしいということですが、いかがでしょうか。

●事務局

事業承継のことに关しまして、細かい内容を把握するところまでには至っていないのが現状でございます。

○鈴木会長

なかなか難しいですね。さらに事業承継は毎年おこるものではなくて、数年に1回などというものでありますし、ひょっとしたらこれにつきましては、市というよりも或いは金融機関さんとか、いわゆるそういう包括的な観点からの支援が必要かもしれません。

ただ、とはいえアンケートでも一定数が出ていますので、そのあたりはこの条例に盛り込むというよりは、こういう意見があったというのを承知した上で、この条例に基づいて策定されるような計画だとか施策というところで検討していくということが必要かなと思います。

非常に重要な意見だったと思います。

○浅野委員

資料3の13ページで、アンケートの中で商工会や金融機関との強固な連携体制の明記という形で、支援を実感できないという声を解消するため、市や地元の商工会がワンストップで支えるネットワークとあるように、これをしっかり取り組んでいかなければいけないということで、私どもとしても具体的な手順やスキームづくりというのが非常にその辺が大切になってきます。

ですから、その辺が必要となってきたときに、しっかりとした手順やスキームのご作成をお考えなのでしょうか。

昨今、反社会的勢力だったりとかマネーロンダリングの関係だったりがございます。ですか

ら、どこでも、誰でもというわけにもいかないのが金融機関の現状ですから、その辺のような受け入れ体制とか、ご相談の体制というものを個別具体的に作成することも必要なのではないかなと思います。

○鈴木会長

何かそのようなところを構想でもいいのでお考えであるかどうか、お答えいただければと思います。

●事務局

現状その具体的なその構想だとかというのはないのですが、今おっしゃられるその受け入れ体制などについて、今後他の事例等も踏まえながら、清須市に合った形を金融機関様や商工会様と協議していければと考えております。

○鈴木会長

まさに今お答えになったところから始まるということですので、その意味でもこの条例というのは非常に有意義であるかなとは思いますが、ワンストップで進める手順やスキームはなかなか難しいと思います。

試行錯誤を繰り返しながら、また課長さんがおっしゃられたように他団体の事例なども含めて、そういう事例がまた本市の事業者さんの参考になると思いますので、スキームとか手順というのを検討していくということです。これは条例ではそのように掲げているので、あとはそれをどのように落とし込んでいくか、事業計画に落とし込んでいくかというのが、今後の課題になろうかと思います。

○宮崎委員

事前にアンケートを取るということがとても大事なことで、やっぱり大きな方向性ができていいことだと思っておりますので、私のところもなかなか協力してもらうのは難しいというか、その協力するのが難しいというよりも、なかなか問われていることを理解して、回答を明確にしていくということが難しいというように感じました。

なので、あまり回答数が出ていなくて申し訳ないと思いますが、全体に漢字が多かったり、言葉遣いが堅かったりというのが、言葉は一緒でも漢字がひらがなになるだけで大分違うし、見てぱっと理解がしやすいような形で、やわらかい感じの形に少し変えるところはできるだけ変えてもらいたいかなという気がします。

漢字ばかりがたくさん並んでいると堅くて理解がしにくいというか、自分のものとして受け止めがたいという感じがしますので、基本的なところではそういうことを心掛けていただければいいかなという気がします。

○鈴木会長

こちらの条例の表現の仕方ということになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

●事務局

非常に理解できるご発言だったと思います。この条例につきましては中小企業の方はもちろんのこと、市民の方にも理解していただきたいと思っておりますので、今後パブリック・コメント等の機会もございますので、今のご意見を踏まえて、あらゆる方が理解し、ご回答いただけるような内容にしていきたいと思っておりますので、表現についても考慮したいと考えております。

○鈴木会長

条例の法律ですので、どうしても言葉は堅くなってしまうということもありますので、なるべくわかりやすい表現を心掛けていただきたいということでございました。

○山田副会長

アンケート全体について、まずもって商工会でも数多くの会員がいる中で、アンケートの回収率が悪くて申し訳ありませんでした。

商工会としても認識不足というか、会員にはきちんと案内はしたのですが、これを答えることの必要性というのを強く言ってなかった自分の責任もありまして、まずもってこの会が始まる前に、この資料を見せていただいた反省点ですけど、これでここから作るのは余りにも資料としては少なすぎます。ただ、内容を見ていますと人数、たくさんあっても同じような答えがあって安心して見ていました。

先ほど中日信用金庫支店長様からお話しいただいた金融機関との強化連携面というところの問題ですけれども、商工会の中で金融審査会というのがありまして、日本政策金融公庫から融資を受けられるという制度があります。

今は部会毎の長の方が金融審査会長になっていただいているんですが、そこを押し替えていただくという形でやっているのですが、そこに金融機関の方の支店長さんなどに理事になっていただいて、審査委員になっていただいて、見ていただいて、それで調査をしていただければいいかなと思います。実は他の商工会で、それで成功しているところがあります。この事業所だったら例えば中日信用金庫さんのノウハウを持って、こういう事業展開であれば投資してもいいよ、頑張ってくださいよ、というような提案ができて、中小零細企業の方々が大きく発展して成功を遂げるということもあり得ますので、ぜひそれは今回の条例をきっかけにしてやっていただければと思います。商工会としてもそれは進めていきたいと思います。

○鈴木会長

支援を実感できないところアンケートもありましたが、それについて山田委員から提案がありました。さらにこのアンケート自体サンプル数が少ないというご意見ですが、結果から見ると妥当なところは拾っているということなので、非常に私自身もそのことを聞いて心強く思いました。このアンケートをもとにして作るものが、サンプル数は少ないけれども、妥当なところを網羅しているということでした。

○堀田委員

質問というよりも感想をお話しさせていただくと、中小企業としての立場で言うと、一番困っているところが人材確保、育成といったところです。最低賃金の方も毎年驚くほど上がっていきまして、15年、20年前には、高校生、大学生を少しずつでも確保できた状況であります。今現在で言うと、正直、大企業に就職する人ばかりという状況が続いており、現場の第一線で働いてくれるパートさん、アルバイトさんも非常に取りにくくなっているという状況なので、人材確保、育成への支援というところが一番気になります。清須市内の中でも、幸い自社はヨシヅヤの方で商売をさせてもらっているのである程度ご存じの方は多いですが、まだ自社を知らない人も多いので、中小企業としてはいかに清須市内の中で、こういう事業所があるよと名前を知らせるところが支援策としては重要なのかなと感じました。

○鈴木会長

人材確保というところも非常に重要だということですが、周知についても重要だというご指摘でした。

こちら条例のところまではそこまで細かく入れることはなかなか難しいかもしれませんが、そちらも今後、この条例をもとにした支援策のところでも十分検討していただければと考えております。

アンケート結果をよく見ると本当になるほどというような意見が多いです。とはい言ながらも、地域社会への貢献、地域活性への繋がりを中小企業の役割として挙げられているところも、まさにその通りです。実際私が住んでいるところも子供の110番として帰ってくるときにすぐ駆け込めるといってお店がありまして、そこ駆け込むと基本的にトイレを借りられたりします。あと実際事件になりかけた事例だったらしいのですが、不審者の方に追われていたところ、お店入れたというところがあったと聞いております。お店が開いているとやっぱり安心できるというところもあると思います。

そういうところもアンケートで書かれていますので、これは地域活性化というところで条例の中では難しければ条例ではなくて、こういうところも中小企業の皆様にぜひ清須市に貢献していただきたいなというところを計画や事業で取り上げていただければと思っています。

○名倉委員

商工会としての役割の中で、やはりアンケートにもありますように、実際に商工会を利用しただけでいる会員さんについては、大いに効果があったという話もあるのですが、やはり商工会を利用するところまで至ってない方がたくさんあります。先ほどお話しにもあったように、こちらの周知も足らなかったという反省するところはあるのですが、こういうアンケートを全会員さんにもお送りしておりますので、そういうところで厳しい意見も出るような、もっと積極的に商工会に向いていただくような、商工会のあり方にしたいです。どうしてもこういうご時世ですと内向きになってしまうところがあるのですが、やはりもっと商工会から会員さんに対して積極的にアピールしていかなければならないとこのアンケート

を見まして、痛感しておるところです。

この条例を制定することによって、商工会や金融機関さん、企業さんなどのいろんなところをもっと広く巻き込んで清須市の経済の発展を担っていけるような施策をもっと考えていかなければいけないなという感想です。

○鈴木会長

商工会様の状況についてご発言いただきましたが、どうやって利用していけばいいのかということですね。黙っていても返ってこないの、自分たちから声を出して、そういう環境だとか文化づくりというのでしょうか、そういうことをこの条例が策定されることで、推進していく、市民も含め、いろんな人が巻き込まれて巻き込んでいく動きがあると非常にすばらしいものになるのではないかなというご意見でした。

まさにおっしゃる通りだと思います。条例ができることは基盤が整備されているということだと思いますし、条例があるからこそ意見が言えるということもあると思います。そういう動きが今後出てくるようなものにできればと思います。

○中西委員

アンケートを拝見させていただきまして、皆さんの率直な意見が出されており、私もとても勉強になりました。

大企業にいろいろ要望が出されているのではないかと考えて拝見しましたが、意外になかったなと思いました。人材確保、育成の課題があがっていましたが、素朴な疑問として、清須市にお住まいの方が清須市にどのくらい就職されているのかなと思いました。市として把握されていたら教えていただきたいのですが、そのようなデータはありますでしょうか。

●事務局

そこまでの市内の定着率などは把握していないのが現状でございます。

○中西委員

承知しました。清須市は名古屋市に近いこともあり、清須市在住の方が清須市で働こうと思う環境を整えることも大事だなと思いました。条例ができるとそこに向けた支援になるのではないかなと思いながらアンケートを拝見させていただきました。

○鈴木会長

非常に重要なご指摘だったと思います。意見だけでなく、データを今後整備していく、把握していくということも、この条例を策定することを機にやっていかなければいけないと思いますので、ぜひそのような基礎的なデータの収集も事業として取り入れていただければと思います。

ちなみに国勢調査のこの清須市に住んでいて働いている方が市内に勤めている率というのは出ておりますが、残念ながら2020年のものです。2025年の国勢調査のデータはまだ出てないの

で、もう少し時間が経つと把握できるかもしれません。

○宮崎委員

大企業の果たす役割は、地元の人をたくさん雇っていただけるというのは一番でしょうね。

○古川委員

今回資料1で基本条例のイメージをつけていただいているのですが、6月に我々も中小企業振興条例が何かという勉強会を開きまして、率直な感想が、そもそも我々にとって何のメリットがあるのか、それぞれ自社の活動だけ頑張っていけばそれでサイクルしているのに、条例に踏み込んで、何か我々の会社にとってメリットがあるかというのが大半の意見ではあったのですね。

ただ、これが理念条例であって、それに続いて今後は施策を打っていくというところでいくと、この条例のイメージとプラスして、今後この理念条例をもとに、こういうことを中小企業としての支援策をやっていくというロードマップを、今後特に商工会をはじめ各企業の方に配布をしていただくと、少し理解が深まっていくのかなと思います。11月の検討会とパブコメまでに間に合うかわからないですが、もしそれができるのであれば検討頂ければと思います。

○鈴木会長

どこまでできるかわかりませんが、いかがでしょうか。

●事務局

今度のパブコメまでとかというお約束ができるわけではないのですが、冒頭の説明の中でも条例制定後の取り組みというところや今回の素案の中で、意見を反映させる場を設けるというところを入れさせていただいております。

それを今後どう皆様にお伝えできるようしていくのかを検討していければとは思っておりますので、今直ちにロードマップというところをいつの時点までにお示しできるかというのは今すぐ申し上げられなくて申し訳ないのですが、考えていきたいと思います。

○鈴木会長

こちらについて第14条の方に書いていますので、具体的にどういうものにするかというのはまだ検討中ですが、そこも見据えて、こちらの条文のほうに入れているということでございます。

○委員長

議事3 条例素案について、事務局からお願いします。

●事務局

資料4に基づき説明。

○鈴木会長

事務局の説明のように全体的に目を通してご意見いただければということですが、特にこちらの条例の名称と第12条をご検討いただきたいということでございます。

この名称につきましては、この小規模と入れているところが非常に特徴的だという説明がありました。私もそのように思います。普通は中小企業振興基本条例ですが、あえて小規模を入れたというのは、この清須市の状況を踏まえてのことだということで説明がございました。

この名称につきましては皆様のご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮崎委員

賛成ですね。中身が政策的にどうかというよりは、言葉として小規模企業と入っていることが重要だと思います。

○浅野委員

私も小規模零細企業がほとんどというところで、アンケートのデータにも、従業員数が5名以下のところが多いというところで、結局この小規模を抜いてしまうと、清須市中小規模企業振興基本条例となってしまうと、小規模事業者はこれの適用にならないのということも出てくるので、実情を踏まえた中で、中小企業、小規模企業皆さんのための条例ですという意味ではこの小規模企業というのも入れた方が私は思います。

○鈴木会長

委員の方々からは非常に清須市の特徴を捉えた名称であるというご意見だったと思います。

中小企業というよく使う言葉なんですけど、中小企業というと、ものすごい幅広くなってしまう。中小企業でもほぼ大企業に近いところから、そうでないところがあります。あえて小規模と入れているところの方が非常に明確になるということです。この名称についてはいいのではないかというご意見でございました。

それでは第12条についてですが、いかがでしょうか。特に小規模企業への配慮というところで条文を立てているということでございます。

経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模事業の実情に配慮するものとするというように記載されています。非常に理念的なもので抽象的な条文になっておりますが、条文にしているところが特徴であろうかと思います。

これにつきまして、委員の皆様のご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岸本委員

今先生がおっしゃった部分ですが、抽象的といいますか、具体的にはどういったことなのでしょう。

○鈴木会長

むしろこの条文を作った背景を知りたいというところがございますが、差し支えない範囲で、もしご説明いただけるなら事務局からよろしくお願いしたいと思います。

●事務局

小規模企業への配慮につきましては、先ほどデータにもありました通り、市内でも70%以上が小規模企業だということもございます。

市としても、現在げんき商品券という地域商品券の方を販売しております。ここ4、5年商品券事業を続ける中で、この小規模企業への配慮というところで、特に1次販売において小規模企業を対象にしたプレミアム率を10%上げるという施策を行っております。具体的には30%のプレミアム率に対し、1次販売のみ小規模企業に対して、10%上乘せして商品券を購入した市民の方にお配りしています。

特に小さなお店がどんどん少なくなっていくという現状をなるべく止めたいというところもありまして、そういった市の思いもありまして、小規模企業への配慮も来年以降も引き続き何らかの形で実施していきたいというところに入れさせていただきました。

○鈴木会長

1つ事例を出していただきました。

○宮崎委員

私はさっき事務局さんの説明にあったように5人以下という言葉が出ましたので、それを入れていただいた方がいいのかなと私は思って聞いておりました。

○鈴木会長

素案第2条(2)小規模企業では、法第2条第5項に規定するというように書いていますので、5人以下と書いてしまうとまずいのかなと思います。確かに具体的にするのは非常に素晴らしいと思うのですが、むしろ曖昧なところの方がいいというところもあります。なぜなら、ひょっとしたら7人でも小規模とイメージする方がいるかもしれませんので、かえって小規模企業を限定してしまうかもしれません。

おっしゃるところは非常によくわかるのですが、2ページのところで規定をしていますのでどうかなというのは私の意見でございますが、もっとも具体的にした方がいいという1つの意見だと思います。

●事務局

法律で人数が決まっております、サービス業とか商業ですと5人以下というのが小規模になりますので、その他の製造業とか従業員20人以下になりますので、従業員5人と絞ってしまうと製造業の方々が当てはまってこなくなりますのでご理解いただければと思います。

○鈴木会長

他の条文も含めてご意見があればお願いしたいと思います。

○古川委員

せっかく堀田さんにも来ていただいているので、この理念条例の条文自体は他の自治体のものも参考にされながら作り込まれているというような理解はしておりますが、稲沢市では振興会議をきちんと開催するというのが明記をされていますが、この素案の第14条の中ではその点違いがあるのかなと見ております。清須市の場合は、割と駆け足でこの理念条例自体が制定されるという中は、今後この年1回以上設けるのを努めるという形ではなくて、ある程度きちんとここに集まって、商工会さんを中心としてだとは思いますが、調査をしたりそういった形で意見を集約する場を明記していった方が、条例ができてそれで終わりとはならないのかなと思います。検討の余地があるのであれば、この第14条についてはもう少し稲沢市の事例を参考にしながら検討いただけるといいのかなと思うのですが、いかがでしょう。

●事務局

おっしゃられる意見はわかります。私どもも他自治体の事例ということで稲沢市さんの事例も確認しているのですが、実際に実施するにあって、会議体を1つだけに決めてしまうというわけではなくて、例えば今後こういった事業者の方に集まっていたかどうかとか、金融機関の方に集まっていたかどうかとか、そういったところを逆に細かくしっかりと明記しないことで、そういう動ける部分もあるのではないかなという思いもあって、そこまで具体的には書いていなかったというところもあります。ただ確かに具体的に書いた方が、今後やっていく上でしっかりと市としての姿勢を示すことができると思うので、そこも検討できればと思います。

○鈴木会長

非常に重要なご指摘だったと思います。そこも踏まえて検討課題の1つにさせいただければと思います。

○岸本委員

第7条に支援機関の役割がございますが、支援機関とはこういった機関なののでしょうか。

●事務局

支援機関は、この条文の定義、第2条に定義されていない中小企業等の支援を行う機関及び団体さんを指しますので、商工会及び金融機関を除く団体さんです。具体的に今この場にいる方々では、同友会の方や民主商工会の方という形になります。

○鈴木会長

支援機関と書いてあるのでわかりづらいかもしれません。機関がいいのか団体がいいのかというのはまた検討していただければと思いますが、支援機関というと何かカチッとした組織がイメージされます。

さて、中西委員にお聞きしたいのですが、第8条で大企業の役割と書かれていますが、これについていかがでしょうか。率直なご意見を賜ればと思います。

○中西委員

私は特に違和感はなかったです。

○鈴木会長

特に中小企業、小規模企業をターゲットにした条例ですが、だからといって大企業さんの支援や役割もこの条例の特徴です。特に見ていただいたところ、気になるところはなかったということでよろしいですか。

○中西委員

はい。そうです。

○鈴木会長

いただいた意見の方をまた事務局の方で精査していただいて、また検討の方をしていただければと思います。

●事務局

条例の方の内容なのですが、今いただいた意見を反映させていただいたもの、消したり追加することがありますので、その場合、鈴木会長の方に一任していただいて確認して、OKであればそのパブリック・コメントにかけるという手順を取っていきたいと思っておりますので、皆さんご理解、ご協力いただければと思います。

会長もよろしいでしょうか。

○鈴木会長

では私の方で一任させていただきたいと思います。

それでは続きまして、次の議事に参りたいと思います。パブリック・コメントの実施について説明をお願いします。

●事務局

資料5に基づき説明。

○鈴木会長

パブリックコメントについての実施について説明をいただきました。

この辺のスケジューリングだとか、そのあとの手順についてご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員がパブコメを出しても構わないですね。ご意見がございましたらパブコメにお寄せいた

だくとありがたいと思います。

それでは議事5、その他ですが事務局から何かございますでしょうか。

●事務局

その他といたしまして、次回の第2回検討会の日程調整表を受付時に配布させていただきました。可能でしたら、今日この場でご記入いただいて回収をさせていただきますが、難しければ、後日曜日までに産業課までご提出をいただけたらと存じますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

それでは、以上で議題を終了いたしましたので、議事を事務局の方へお返しいたします。

●事務局

皆様どうもありがとうございました。

第2回の検討会は、11月中旬から下旬に開催を予定しております。先ほど申し上げましたように日程調整を事務局の方にご回答いただければと思っております。最終調整後、詳細は改めてお知らせをさせていただきます。

本日は長時間にわたりまして、ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和8年度第1回清須市中小企業振興基本条例制定検討会を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

問 い 合 わ せ 先

市民環境部 産業課  
052-400-2959（代表）